

議案第4号

亀山市手数料条例の一部改正について

亀山市手数料条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成26年2月27日提出

亀山市長 櫻井義之

別紙

亀山市手数料条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市手数料条例の一部を改正する条例

亀山市手数料条例（平成17年亀山市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び別表第2」を「から別表第5まで」に改める。

別表第1の表に見出しとして「証明等関係手数料」を付する。

別表第2の2の項中「91,000円」を「92,000円」に改め、同表の3の項中「820,000円」を「830,000円」に、「990,000円」を「1,010,000円」に、「1,100,000円」を「1,120,000円」に、「1,400,000円」を「1,420,000円」に、「1,640,000円」を「1,660,000円」に、「3,850,000円」を「3,880,000円」に、「5,090,000円」を「5,100,000円」に、「1,120,000円」を「1,130,000円」に、「1,330,000円」を「1,340,000円」に、「1,480,000円」を「1,500,000円」に、「2,120,000円」を「2,140,000円」に、「4,330,000円」を「4,350,000円」に改め、同表の4の項中「91,000円」を「92,000円」に改め、同表の15の項中「950,000円」を「990,000円」に、「1,650,000円」を「1,720,000円」に、「3,180,000円」を「3,320,000円」に、「3,890,000円」を「4,060,000円」に、「4,450,000円」を「4,650,000円」に改め、同表の17の項中「410,000円」を「430,000円」に、「920,000円」を「960,000円」に、「1,160,000円」を「1,210,000円」に、「2,830,000円」を「2,950,

000円」に、「3,470,000円」を「3,620,000円」に
円」に、「4,000,000円」を「4,170,000円」に
改め、同表の次に次の3表を加える。

別表第3（第2条関係）

1 建築基準法関係手数料

手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額
1 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この表において「法」という。）第6条第1項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認の申請又は法第18条第2項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知に対する審査	確認申請又は計画通知の手数料	2の表に定める金額（申請に係る建築物が法第6条第5項の構造計算適合性判定を求めなければならないものである場合にあっては、建築物ごとに、3の表に定める金額を加算した金額）
2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第4項の規定により同条第1項の認定申請に併せて提出する法第6条第1項の規定に基づく確認の申請に対する審査	バリアフリー認定申請に併せて提出する建築確認申請手数料	申請に係る建築物が法第6条第5項の構造計算適合性判定を求めなければならないものである場合にあっては、建築物ごとに、3の表に定める金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額
3 法第7条第1項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査の申請又は法第18条第14項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知に	完了検査申請又は完了通知の手数料	4の表に定める金額

対する審査		
4 法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料	120,000円
5 法第86条第1項の規定に基づく1又は2以上の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	一団地内に建築される1又は2以上の建築物の特例認定申請手数料	建築物の数が1又は2である場合にあっては78,000円、建築物の数が3以上である場合にあっては78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した金額
6 法第86条第2項の規定に基づく複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料	建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した金額
7 法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査	一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料	建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した金額
8 法第86条の5第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等の認定の取消しの申請に対する審査	一の敷地とみなすこと等の認定の取消し申請手数料	6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した金額
9 法第86条の6第2項の規定に基づく	一団地の住宅施設に関する都市	27,000円

建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	
10 法第86条の8 第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存の一の建築物を段階的に改修する場合の制限の緩和に係る認定申請手数料	27,000円
11 法第86条の8 第3項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の変更の申請に対する審査	既存の一の建築物を段階的に改修する場合の制限の緩和に係る認定の変更認定申請手数料	27,000円

2 確認申請又は計画通知の手数料

(1) 建築物を建築する場合

床面積の合計	金額
30平方メートル以内のもの	8,000円
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	19,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	41,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	63,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	107,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	155,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	231,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	341,000円
50,000平方メートルを超えるもの	610,000円

(2) 確認又は通知を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）

手数料の金額	当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）について、(1)により算出した額
--------	---

(3) 建築物を移転する場合 ((4)に掲げる場合を除く。)

手数料の金額	当該移転に係る部分の床面積の2分の1について、(1)により算出した額
--------	------------------------------------

(4) 確認又は通知を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転する場合

手数料の金額	当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1について、(1)により算出した額
--------	---------------------------------------

(5) 工作物の場合

区分	金額
工作物を築造する場合	17,000円
確認又は通知を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	7,000円

3 構造計算適合性判定手数料

区分	金額
法第20条第2号イ又は第3号イの構造計算が同条第2号イに規定する方法で適正に行われたものであるかを判定する場合	157,000円
法第20条第2号イ又は第3号イの構造計算が同条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムで適正に行われたものであるかを判定する場合	108,000円
備考 一の建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合における当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。	

4 完了検査申請又は完了通知の手数料

(1) 建築物を建築した場合（移転を除く。）

床面積の合計	金額
30平方メートル以内のもの	17,000円
30平方メートルを超える100平方メートル以内のもの	22,000円
100平方メートルを超える200平方メートル	36,000円

一トル以内のもの	
200 平方メートルを超えるもの	51,000 円
一トル以内のもの	
500 平方メートルを超えるもの	67,000 円
1,000 平方メートルを超えるもの	95,000 円
0 平方メートル以内のもの	
2,000 平方メートルを超えるもの	171,000 円
0 平方メートル以内のもの	
10,000 平方メートルを超えるもの	244,000 円
0 平方メートル以内のもの	
50,000 平方メートルを超えるもの	449,000 円

(2) 建築物を移転した場合

手数料の金額	当該移転に係る部分の床面積の 2 分の 1 について、(1)により算出した額
--------	--

(3) 工作物の場合

区分	金額
工作物	29,000 円

別表第4(第2条関係)

1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料

手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額
1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項及び第2項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	2 の表に定める金額。ただし、次の各号に該当する場合は、当該各号に定める金額を加算する。 (1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出がある場合 別表第3の1の表1の項に定める金額 (2) 前号の申出に係る建築物が建築基準法第6条第5項の構造計算適合性判定を求めなければならないものである場合 建築物

		ごとに別表第3の3の表に定める金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額
2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第3項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画（分譲事業者単独作成）認定申請手数料	<p>3の表に定める金額。ただし、次の各号に該当する場合は、当該各号に定める金額を加算する。</p> <p>(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出がある場合 別表第3の1の表1の項に定める金額</p> <p>(2) 前号の申出に係る建築物が建築基準法第6条第5項の構造計算適合性判定を求めなければならないものである場合 建築物ごとに別表第3の3の表に定める金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額</p>
3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に併せて提出する建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更認定申請に併せて提出する建築確認申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出がある場合には、別表第3の1の表1の項に定める金額。ただし、申出に係る建築物が建築基準法第6条第5項の構造計算適合性判定を求めなければ

		ならないものである場合は、建築物ごとに別表第3の3の表に定める金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額を加算する。
4 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更(譲受人決定時)認定申請手数料	4の表に定める金額

2 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料

区分	1戸当たりの手数料の金額		
	申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号から第4号までに掲げる基準に適合していると認められたものである場合	申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号から第4号までに掲げる基準に適合していると認められたものでない場合	
一戸建ての住宅	6,700円	50,600円	
一戸建ての住宅以外の住	総戸数が5戸以下のもの 総戸数が5戸を超える10戸以下のもの 総戸数が10戸を超える25戸以下のもの 総戸数が25戸を超える50戸以下のもの	2,700円 2,400円 1,300円 1,200円	23,800円 19,000円 15,000円 13,500円

宅	総戸数が 50 戸 を超えるもの を超え 100 戸 以下のもの	1, 100 円	11, 600 円
	総戸数が 100 戸を超えるもの を超え 200 戸以下のもの	900 円	10, 700 円
	総戸数が 200 戸を超えるもの を超え 300 戸以下のもの	700 円	10, 200 円
	総戸数が 300 戸を超えるもの	600 円	9, 400 円

3 長期優良住宅建築等計画（分譲事業者単独作成）認定申請手数料

区分	1 戸当たりの手数料の金額		
	申請に係る長期優良 住宅建築等計画が、 住宅の品質確保の促 進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定す る登録住宅性能評価 機関により長期優良 住宅の普及の促進に に関する法律第 6 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号に 掲げる基準に適合し ていると認められた ものである場合	申請に係る長期優良 住宅建築等計画が、 住宅の品質確保の促 進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定す る登録住宅性能評価 機関により長期優良 住宅の普及の促進に に関する法律第 6 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号に 掲げる基準に適合し ていると認められた ものでない場合	
一戸建ての住宅	6, 700 円	43, 800 円	
一戸 建 て の 住 宅 以 外 の 住 宅	総戸数が 5 戸以 下のもの	2, 700 円	21, 600 円
	総戸数が 5 戸を 超えるもの	2, 400 円	17, 400 円
	総戸数が 10 戸 を超えるもの	1, 300 円	13, 700 円
	総戸数が 25 戸 を超えるもの	1, 200 円	12, 600 円
	総戸数が 50 戸 を超えるもの	1, 100 円	11, 000 円
	総戸数が 100 戸を超えるもの	900 円	10, 200 円

	戸以下のもの		
総戸数が 200 戸を超えるもの	700円	9,700円	
戸以下のもの			
総戸数が 300 戸を超えるもの	600円	8,900円	

4 長期優良住宅建築等計画変更（譲受人決定時）認定申請手数料

区分	1戸当たりの手数料の金額		
	申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項の規定により準用する同法第6条第1項第4号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合	申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項の規定により準用する同法第6条第1項第4号に掲げる基準に適合していると認められたものでない場合	
一戸建ての住宅	6,700円	13,500円	
一戸建ての住宅以外の住宅	総戸数が 5 戸以下のもの 総戸数が 5 戸を超える 10 戸以下のもの 総戸数が 10 戸を超える 25 戸以下のもの 総戸数が 25 戸を超える 50 戸以下のもの 総戸数が 50 戸を超える 100 戸以下のもの 総戸数が 100 戸を超える 200 戸以下のもの 総戸数が 200 戸を超える 300 戸以下のもの	2,700円 2,400円 1,300円 1,200円 1,100円 900円 700円	4,900円 4,000円 2,700円 2,100円 1,600円 1,400円 1,200円

総戸数が300戸を超えるもの	600円	1,000円
----------------	------	--------

別表第5（第2条関係）

1 都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料

手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額
1 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	2の表に定める金額。ただし、次の各号に該当する場合は、当該各号に定める金額を加算する。 (1) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出がある場合 別表第3の1の表1の項に定める金額 (2) 前号の申出に係る建築物が建築基準法第6条第5項の構造計算適合性判定を求めなければならないものである場合 建築物ごとに別表第3の3の表に定める金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額
2 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	3の表に定める金額。ただし、次の各号に該当する場合は、当該各号に定める金額を加算する。 (1) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出がある場合 別表第3

		の 1 の 表 1 の 項 に 定 め る 金 額 (2) 前 号 の 申 出 に 係 る 建 築 物 が 建 築 基 準 法 第 6 条 第 5 項 の 構 造 計 算 適 合 性 判 定 を 求 め な く あ れば な ら な い も の で あ る 場 合 建 築 物 ご と に 别 表 第 3 の 3 の 表 に 定 め る 金 額 に 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 に 相 当 す る 額 を 加 算 し た 金 額
--	--	---

2 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

区分			1 件当たりの手数料の金額	
		申請に係る低炭素建築物新築等計画が、市長が定めた機関により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合	申請に係る低炭素建築物新築等計画が、市長が定めた機関により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものでない場合	
一戸建ての住宅		5 , 0 0 0 円	3 6 , 8 0 0 円	
共同住宅等	住 戸 部 分	1 棟の申請戸数が 1 戸のもの	5 , 0 0 0 円	3 6 , 8 0 0 円
		1 棟の申請戸数が 1 戸を超えるもの	1 0 , 1 0 0 円	7 4 , 5 0 0 円
		1 棟の申請戸数が 5 戸を超えるもの	1 7 , 3 0 0 円	1 0 4 , 8 0 0 円
		1 棟の申請戸数が 10 戸以下のもの	2 8 , 9 0 0 円	1 4 7 , 5 0 0 円

	もの		
	1棟の申請戸数が25戸を超える50戸以下のもの	48, 400円	211, 900円
	1棟の申請戸数が50戸を超える100戸以下のもの	86, 800円	303, 800円
	1棟の申請戸数が100戸を超える200戸以下のもの	137, 400円	411, 500円
	1棟の申請戸数が200戸を超える300戸以下のもの	173, 600円	539, 600円
	1棟の申請戸数が300戸を超えるもの	185, 100円	633, 600円
共用部分	床面積が300平方メートル以内のもの	10, 100円	117, 900円
	床面積が300平方メートルを超える2,000平方メートル以内のもの	28, 900円	194, 500円
	床面積が2,000平方メートルを超える5,000平方メートル以内のもの	86, 800円	303, 000円

	床面積が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	137,400円	389,100円
	床面積が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	173,600円	465,100円
	床面積が 25,000 平方メートルを超えるもの	217,000円	541,700円
非住宅建築物	床面積が 300 平方メートル以内のもの	10,100円	260,400円
	床面積が 300 平方メートルを超えて 2,000 平方メートル以内のもの	28,900円	415,100円
	床面積が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	86,800円	590,900円
	床面積が 5,000 平方メートルを超えて 1	137,400円	724,700円

0 , 0 0 0 平方メートル以内のもの		
床面積が 1 0 , 0 0 0 平方メートルを超える 2 5 , 0 0 0 平方メートル以内のもの	1 7 3 , 6 0 0 円	8 5 4 , 2 0 0 円
床面積が 2 5 , 0 0 0 平方メートルを超えるもの	2 1 7 , 0 0 0 円	9 7 5 , 0 0 0 円

備考

- 1 この表において「一戸建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を有しない1戸の住宅をいう。
- 2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有しないものをいう。
- 3 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。
- 4 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。
- 5 この表において「非住宅建築物」とは、住戸部分を有しない建築物をいう。
- 6 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、次に掲げる手数料の金額の合計額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。
 - (1) 共同住宅等の住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額
 - (2) 共同住宅等の共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分の手数料の金額
- 7 複合建築物（住戸部分及び住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有する建築物をいう。備考8において同じ。）について、当該建築物全体の認定申請をする場合又は当該建築物の住戸部分及び当該建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、当該建築物の形態に応じて、(1)及び(4)の金額の合計額又は(2)、(3)及び(4)の金額

の合計額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

- (1) 一戸建ての住宅の手数料の金額
 - (2) 複合建築物の住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額
 - (3) 複合建築物の共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分の手数料の金額
 - (4) 複合建築物の住戸部分及び共用部分以外の部分の床面積に応じた非住宅建築物の手数料の金額
- 8 複合建築物について、当該建築物の住戸部分の認定申請をする場合の手数料の金額は、当該建築物の形態に応じて、一戸建ての住宅の手数料の金額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額とする。

3 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料

区分			1件当たりの手数料の金額	
			申請に係る低炭素建築物新築等計画が、市長が定めた機関により都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項の規定により準用する同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合	
一戸建ての住宅			3,000円	18,900円
共同住宅等	住戸部分 1棟の申請戸数が1戸のもの	1戸の申請戸数が1戸のもの	3,000円	18,900円
		1戸の申請戸数が1戸を超えるもの	6,000円	38,200円
	住戸部分 1棟の申請戸数が5戸を超えるもの	1戸の申請戸数が5戸を超えるもの	10,400円	54,100円
		1戸の申請戸数が5戸を超えるもの	17,300円	76,600円

	1棟の申請 戸数が25戸を超え50戸以下のもの	29,000円	110,800円
	1棟の申請 戸数が50戸を超える100戸以下のもの	52,000円	160,500円
	1棟の申請 戸数が100戸を超える200戸以下のもの	82,400円	219,500円
	1棟の申請 戸数が200戸を超える300戸以下のもの	104,100円	287,100円
	1棟の申請 戸数が300戸を超えるもの	111,100円	335,300円
共用部分	床面積が300平方メートル以内のもの	6,000円	59,900円
	床面積が300平方メートルを超える2,000平方メートル以内のもの	17,300円	100,100円
	床面積が2,000平方メートルを超える5,000平方メートル以内のもの	52,000円	160,200円
	床面積が82,400円	208,300円	

	5 , 0 0 0 平方メートルを超え1 0 , 0 0 0 平方メートル以内のもの		
	床面積が1 0 , 0 0 0 平方メートルを超え2 5 , 0 0 0 平方メートル以内のもの	1 0 4 , 1 0 0 円	2 4 9 , 9 0 0 円
	床面積が2 5 , 0 0 0 平方メートルを超えるもの	1 3 0 , 2 0 0 円	2 9 2 , 5 0 0 円
非住宅建築物	床面積が3 0 0 平方メートル以内のもの	6 , 0 0 0 円	1 3 1 , 2 0 0 円
	床面積が3 0 0 平方メートルを超えて 2 , 0 0 0 平方メートル以内のもの	1 7 , 3 0 0 円	2 1 0 , 4 0 0 円
	床面積が 2 , 0 0 0 平方メートルを超え 5 , 0 0 0 平方メートル以内のもの	5 2 , 0 0 0 円	3 0 4 , 1 0 0 円
	床面積が 5 , 0 0 0 平方メートルを超えて 1 0 , 0 0 0	8 2 , 4 0 0 円	3 7 6 , 1 0 0 円

平方メートル以内のもの		
床面積が100,000平方メートルを超えるもの	104,100円	444,400円
床面積が25,000平方メートルを超えるもの	130,200円	509,200円

備考

- 1 この表において「一戸建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を有しない1戸の住宅をいう。
- 2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有しないものをいう。
- 3 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。
- 4 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。
- 5 この表において「非住宅建築物」とは、住戸部分を有しない建築物をいう。
- 6 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、次に掲げる手数料の金額の合計額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。
 - (1) 共同住宅等の住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額
 - (2) 共同住宅等の共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分の手数料の金額
- 7 複合建築物（住戸部分及び住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有する建築物をいう。備考8において同じ。）について、当該建築物全体の認定申請をする場合又は当該建築物の住戸部分及び当該建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、当該建築物の形態に応じて、(1)及び(4)の金額の合計額又は(2)、(3)及び(4)の金額の合計額とする。この場合において、この表中「申請戸数」

とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

- (1) 一戸建ての住宅の手数料の金額
 - (2) 複合建築物の住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額
 - (3) 複合建築物の共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分の手数料の金額
 - (4) 複合建築物の住戸部分及び共用部分以外の部分の床面積に応じた非住宅建築物の手数料の金額
- 8 複合建築物について、当該建築物の住戸部分の認定申請をする場合の手数料の金額は、当該建築物の形態に応じて、一戸建ての住宅の手数料の金額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。